

報告第4号

令和5年度岩倉市上水道事業会計予算の繰越報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和5年度岩倉市上水道事業会計予算繰越計算書について別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日提出

岩倉市長 久保田桂朗



令和5年度岩倉市上水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定	留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹管路耐震化布設工事	円 134,217,800	円 108,303,800	円 25,914,000	円 25,914,000		円 0	円 0	愛知県が行っている道路拡幅工事の施工区間変更に伴い、年度内に工事が完了しなかったため。  鈴井町地内の宅地開発工事の遅延に伴い、年度内に工事が完了しなかったため。  大矢公園調整池導水管設置工事の繰越しに伴い、年度内に工事が完了しなかったため。
		配水管布設替工事(萩原多気線)	14,223,000	0	10,386,000	10,386,000	3,837,000	0	0	
		配水管布設工事	27,087,100	19,108,100	5,885,000	5,885,000	2,094,000	0	0	
		配水管布設替工事(公共下水道関連)	91,060,000	81,502,300	6,490,000	6,490,000	3,067,700	0	0	
合計			266,587,900	208,914,200	48,675,000	48,675,000	8,998,700	0		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定	留保資金			
1 水道事業費用	1 営業費用	水源等修繕費	円 16,000,000	円 12,165,780	円 3,663,000	円 3,663,000		円 171,220	円 0	岩倉団地配水場ろ過槽逆洗配管等の修繕の実施にあたり、修繕資材の納期が遅延したことに伴い、年度内に修繕が完了しなかったため。
合計			16,000,000	12,165,780	3,663,000	3,663,000	171,220	0		